

改正後	改正前
ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 R S ウィルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン 動生剤基準の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 R S ウィルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチンの <u>3.5.5、3.5.7、3.5.8、3.5.9、3.5.10、3.5.11</u> 及び <u>3.5.12.5</u> に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。	ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 R S ウィルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン 動生剤基準の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 R S ウィルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチンの <u>3.6.5、3.6.7、3.6.8、3.6.9、3.6.10、3.6.11</u> 及び <u>3.6.12.5</u> に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。